

職員給与の状況

壮瞥町職員は、町民生活にかかわる各方面で、さまざまな仕事に携わっております。これらの職員には、従事する職務の内容に応じて給与が支給されています。今月号では、そのあらましを紹介します。

町職員の給与は、その職務と責任に応じて支給される給料と、扶養・住居手当などの諸手当から構成され、「一般職の職員の給与に関する条例」に基づき町議会の議決を経て支給されます。

なお、北海道のホームページからは全道の市町村の給与等の状況を閲覧でき、壮瞥町の状況と比較することができますので、ぜひご覧ください。

(北海道ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kyuuyo/>)

■人件費の状況(令和3年度一般会計決算)

(令和4年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出決算額	人件費	人件費率
2,376人	4,245,897千円	770,869千円	18.16%

※人件費は、特別職及び議会議員等非常勤特別職に加え会計年度任用職員の給料・報酬などを含みます。

■一般職職員給与の状況(令和4年度一般会計予算)

(令和4年4月1日現在)

職員数	給与費				1人当り 給与費
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
82人	329,731千円	129,480千円	62,663千円	521,874千円	6,364千円

※給与費は、特別職、会計年度任用職員等の給与を含みません。

※職員数は、令和4年度予算算定時の見込みの人数(令和4年4月1日現在の実職員数は81人)

■一般行政職の平均給料月額等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	経験年数別平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	346,400円	46歳 3月	271,300円	324,800円	356,700円
高校卒	282,200円	39歳 6月			

※経験年数とは、学校卒業後直ちに町職員として採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その経験を加えた年数をいいます。

■一般行政職の初任給の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	国		壮 瞥 町	
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
大学卒	182,200円	195,500円	国に同じ	
高校卒	150,600円	160,100円		

■期末勤勉手当の支給割合

(令和4年4月1日現在)

区 分	国				壮 警 町
6月期	期末	1.2月分	勤勉	0.95月分	国に同じ
12月期	期末	1.2月分	勤勉	0.95月分	
計	期末	2.4月分	勤勉	1.9月分	
加算措置	職務の段階、級等による加算措置あり				

■退職手当の支給率

(令和4年4月1日現在)

区 分	国		壮 瞥 町	
	自己都合	勸奨退職	自己都合	勸奨退職
勤 続 2 0 年	19.6695月分	26.3655月分	国に同じ	
勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分		
勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分		
最 高 限 度 額	47.709月分	47.709月分		

■特別職の給料月額などの状況

(各年4月1日現在)単位:千円

区 分	令4	令3	令2	平31	平30	区 分	令4	令3	令2	平31	平30
町 長	720	720	720	720	648	議 長	270	248	248	248	257
副 町 長	600	600	600	600	570	副 議 長	215	198	198	198	204
教 育 長	540	540	540	540	523.8	委 員 長	195	179	179	179	185
						議 員	179	165	165	165	170
期末手当	H31	6月期 2.225月分		12月期 2.225月分		合計	4.45月分				
	R2	6月期 2.25月分		12月期 2.25月分		合計	4.5月分				
	R3	6月期 2.225月分		12月期 2.225月分		合計	4.45月分				
	R4	6月期 2.15月分		12月期 2.15月分		合計	4.3月分				
(H17～H27まで一般職と同様に加算措置凍結、H28より廃止)											

※町長、副町長の給料月額は平成12年度以降(教育長は平成16年度以降)平成27年度まで、および平成30年度、議会議員の報酬月額は平成17年度以降、平成27年度まで、および平成30年度から令和3年度にて削減しております。

■部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数					対前年増減数			
		令4	令3	令2	平31	平30	令4	令3	令2	平31
町 長 部 局	総 務 課	8	6	6	13	13	2		△ 7	
	企 画 財 政 課	6	6	7				△ 1	7	
	税 務 会 計 課	5	5	5	5	6				△ 1
	住 民 福 祉 課	15	16	15	14	14	△ 1	1	1	
	保 育 所	9	9	9	8	8			1	
	産 業 振 興 課	6	5	5			1		5	
	商 工 観 光 課	3	3	3					3	
	建 設 課	9	9	9					9	
	総務課付(北海道へ派遣)		1	1			△ 1		1	
	総務課付(西いぶり広域連合へ派遣)			1	1			△ 1		1
	経 済 建 設 課				16	16			△ 16	
	企 画 調 整 課									
	税 務 財 政 課									
	経 済 環 境 課									
	会 計 課									
小 計		61	60	61	57	57	1	△ 1	4	0
議 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
農 業 委 員 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
監 査 委 員 事 務 局										
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局										
教 育 委 員 会 事 務 局		9	10	9	11	11	△ 1	1	△ 2	
壮 警 高 校 職 員 (校 長 及 び 教 員)		12	12	12	12	12				
総 合 計		84	84	84	82	82	0	0	2	0